

輸入し、又は輸出される貨物を詰め、その詰替えを行わずに船舶及び自動車を用いて一貫運送されるコンテナの自動車運送の安全を確保するため、受荷主に対し、当該コンテナに詰められた貨物の品目等に係る情報を貨物自動車運送事業者等に伝達すること等を義務付けるほか、当該コンテナの運送について貨物自動車運送事業者等が遵守すべき事項等について定める。

背景

コンテナトレーラーに係る事故が多数発生

	輸入コンテナ	輸出コンテナ	合計
平成18年	6	0	6
平成19年	3	5	8
平成20年	3	2	5
平成21年	5	3	8
合計	17	10	27



コンテナ落下事故(H21.5)[名古屋市]

甚大な被害

死者 10名、重傷 8名

※事故種類が転覆・転落又は路外逸脱のもの

法律案の概要

1. コンテナ情報の伝達等

(輸入の場合)

- 受荷主は、外国の発荷主に対し、コンテナの重量・積付情報等を提供するよう依頼。
- コンテナの品目情報及び外国の発荷主から取得した重量・積付情報等を、受荷主は海貨事業者等に対し、海貨事業者等はトラック事業者に対し、トラック事業者は運転者に対し順次伝達。
- 受荷主は、重量情報が取得できなかった場合には、重量を測定し、結果を伝達するよう措置。

(輸出の場合)

- 発荷主は、コンテナの品目・重量・積付情報等を、運転者まで順次伝達。

2. 港湾における不適切状態にある輸入コンテナの発見・是正

- 受荷主は、トラック事業者から求めがあったときは、不適切コンテナの発見又は是正のために必要な措置を実施。
- 国土交通大臣は、不適切コンテナの発見又は是正のための指針を策定。
- 関係者は、港湾・埠頭ごとに不適切コンテナの発見・是正のための協議会を設置できる。

3. トラック事業者・運転者の遵守事項等

- トラック事業者は、不適切コンテナの運送を下命・容認してはならない。それを指示した荷主等には勧告。
- トラック事業者及び運転者は、コンテナ情報等を踏まえた安全運転、コンテナロックを実施。

※上記各項目は、内容に応じて順次施行。

総合的な安全対策のイメージ

※輸入コンテナの場合

